

住所異動の届出は確実に

住民登録は、行政サービスを受けるための基礎情報となる大切なものですので、確実な届出にご協力をお願いします。

間もなく、就職・転勤・転入学など、異動シーズンを迎えます。市外からの転入や市外への転出、市内転居などで住所を移す人は、市への届出が必要です。

なお、マイナンバーカードをお持ちの人で、市外への転出の届出を行う場合は、マイナポータルを利用したオンラインでの届出が便利です。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。



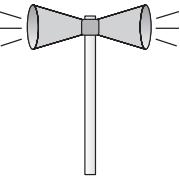

マイナポータル

全国瞬時警報システムの伝達試験

地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム（Jアラート）」。その情報伝達試験が、2月12日（水）午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い、市では防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、市メール配信サービス登録者などへの試験配信を行います。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。



介護人材就労支援奨励金を交付します

介護サービス事業所に新たに就労する介護職員に奨励金を交付します。

- ▶対象者／下表のとおり
- ▶奨励金額／5万円（いずれかの区分で1回限り）
- ▶申込／申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し介護保険課（☎47-7409）へ

区分	対象者
訪問介護員	①市内在住の人 ②平成29年10月1日以降に介護職員初任者研修を修了した人 ③市内の次の対象事業所で、6か月以上継続して訪問介護員として勤務している人 【対象事業所】 市内の訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを行う事業所
若年層就労者	①市内在住の人 ②最終学歴の学校（中学校、高校、高等専門学校、専修学校、大学など）を卒業してから5年以内の人 ③令和6年4月1日以降、市内の介護サービス事業所に就労し、6か月以上継続して正規雇用の介護職員として勤務している人

小中学生の就学援助をご利用ください！
～ 経済的な負担が大きい世帯の学用品費などを援助 ～

子どもを大垣市立の学校に就学させるにあたり、経済的な負担が大きい世帯に、学校給食費や学用品費などの一部を援助しています。詳しくは、教育庶務課（☎47-8022）へ。

- ▶対象／次の①～④のいずれかに該当する世帯など
 - ①児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - ②世帯所得が一定額（世帯状況により異なる）を下回っている世帯
 - ※所得制限額（目安）については、市HPをご覧ください
 - ③世帯全員の市民税が非課税または減免されている世帯
 - ④国民年金や国民健康保険料が減免されている世帯 など
- ▶援助の内容／学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費など
- ▶申込／子どもが通う学校または、同課へ
 - ※申請書は各学校で配布または、市HPからダウンロード



自力避難に心配がある皆さん
災害時要援護者台帳に登録を

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。

災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録するもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人はご登録ください。

- ▶対象／市内で在宅生活し、災害発生時にご自身や家族などによる避難が困難な人で、次の①～⑥のいずれかに該当する人
 - ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ②要介護認定を受けている人（要介護1以上）
 - ③身体障害者手帳を持っている人
 - ④療育手帳を持っている人
 - ⑤精神障害者保健福祉手帳を持っている人
 - ⑥その他災害時に地域の援護が必要な人
- ▶台帳の提供先／地元の自治会、担当区域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署など
- ▶申込／直接、社会福祉課（上石津・墨俣地域事務所も可）へ。または、申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入して、同課（〒503-8601 丸の内2-29）へ
- ▶問合せ／同課（☎47-7256）へ



災害の状況によっては、支援する人が被災する場合があります。「自分の身は自分で守る」ということを心がけてください。

4月開始 精神障がい者のJR運賃割引

4月1日からJRグループで、精神障がい者の旅客運賃の割引が適用されます。

- ▶対象者／次の①・②のいずれも満たす人
 - ①精神障害者保健福祉手帳（顔写真つき）をお持ちの人
 - ②障害等級に応じた旅客運賃減額区分（第一種または第二種）が手帳に記載されている人
 - ※現在お持ちの手帳（令和6年9月19日以前の交付日で、有効期限が令和7年4月1日以降のものに限る）に記載がない場合は、次のとおり、減額区分のスタンプの押印が必要
 - ＜押印窓口＞ 障がい福祉課または、上石津・墨俣地域事務所
 - ＜押印時間＞ 平日の午前8時30分～午後5時15分
 - ＜持ち物＞ 精神障害者保健福祉手帳
- ▶問合せ／同課（☎47-7298）へ



ご存じですか？
特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、知的または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給する制度です。

申請方法など詳しくは、子育て支援課（☎47-7092）へ。

- ▶支給対象
 - 療育手帳A1～B1程度や、身体障害者手帳1～3級程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人
 - ※所得制限があります
- ▶支給額（児童1人当たりの月額）
 - 1級（重度）：55,350円
 - 2級（中度）：36,860円